

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和4年8月25日(木) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所602会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 報告  
日程第4 報告第11号 専決事項の報告について  
日程第5 議案第19号 令和5年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について  
日程第6 議案第20号 (仮称)西小倉地域小中一貫校整備に係る基本計画を策定するについて

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

教 育 長 岸 本 文 子  
(教育委員)  
教育長職務代理者 加賀爪 毅  
委 員 中 筋 斉 子  
委 員 小 山 栄 子  
委 員 左 聡 一 郎

### (出席職員職氏名)

部 長	北 尾 哲	副 部 長	上 道 貴 志
教育支援センター長	林 口 泰 之	教育総務課長	吉 田 秀 平
学校管理課長	吉 田 健 一 郎	教育支援課長	金 久 洋
学校教育課長	岡 野 健 太 郎	学校改革推進課長	吉 川 貴 之
博物館管理課長	家 塚 智 子	学校管理課副課長	宮 山 博 輝
学校改革推進課副課長	山 口 立 彦	学校教育課総括指導主事	天 花 寺 裕
学校教育課主幹(兼学校改革推進課主幹)	垣 見 千 里	博物館管理課主幹	奥 田 靖 子

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 北池 顕子 教育総務課主任 前田 圭祐  
教育総務課主事 西村 結衣

## 開 会 (午後5時30分)

- 開会宣言** 教育長が8月教育委員会定例会議の開会を宣言する。
- 日程第1** 会議録署名委員の指名について  
教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、小山委員を指名する。
- 日程第2** 会期について  
教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。
- 日程第3** 報告

---

### (1) 文教・福祉常任委員会について (令和4年8月18日)

[説明]

- ①新型コロナウイルス感染症にかかる状況について
- ②今後の小学校給食の提供方式の方針について
- ③自動車破損事故に係る専決処分の報告について

### (2) 令和4年度宇治市源氏物語ミュージアム企画展について

[説明]

宇治市源氏物語ミュージアムにおいて、企画展「源氏物語から広がる世界一名誉館長瀬戸内寂聴先生とともに―」を開催する。そして、関連事業として記念講演会を開催する。

『源氏物語』が、著わされて千年余、この物語は絶え間なく読み継がれてきた。また、多くの作家達によって、多彩な現代語訳が行われてきた。2021年11月に逝去された当館名誉館長である瀬戸内寂聴先生もその一人である。

今回の企画展では、開館以来、名誉館長として当館で活躍された瀬戸内寂聴先生の軌跡とともに、『源氏物語』の多様な作品を紹介する。主な展示資料として、瀬戸内寂聴直筆原稿や現代語訳源氏物語、当館所蔵の源氏絵鑑帖(げんじえかがみちょう)、湖月抄(こげつしょう)瀬戸内寂聴氏の関係年表パネル、名誉館長講座写真パネルなどを展示する。期間は、令和4年9月14日から11月20日で、月曜日の休館日を除く。会場は宇治市源氏物語ミュージアム企画展示室にて行う。観覧料は大人が600

円、小人は300円である。

また、記念講演会では、国際基督教大学名誉教授のツベタナ・クリステワ氏を迎え、「女たちの源氏物語・宇治の橋姫」を開催する。

ツベタナ氏は、ブルガリア出身で国際基督教大学を中心に、日本で活躍している源氏物語をはじめとした王朝文学の研究者であり、昨年度は第1回古典の日文化基金賞芳賀徹記念・古典の日宣言特別賞受賞をされた経歴がある。源氏物語から広がる世界を海外で学ばれ、日本で源氏物語を研究されているツベタナ氏から、源氏物語の宇治十帖の解釈について講演いただく。日時は令和4年11月9日の14時～15時30分で、会場は宇治市文化センター小ホールにて開催予定である。定員は200人で参加費用は無料である。

[質 疑] なし

### (3) 令和4年度宇治市歴史資料館特別展・記念講演会の開催について

[説 明]

歴史資料館では、昭和59年の開館以来、収集資料を活用し、時宜に応じたテーマによる展覧会を開催することにより、市民の皆様には宇治の歴史や文化を身近に感じていただける機会を提供してきた。その中で、特別展は、令和2年度までは毎年1回開催してきたが、令和3年度からは、源氏物語ミュージアムとの総合的な博物館運営による相乗効果を目指し、歴史資料館特別展と源氏物語ミュージアム特別企画展を隔年交互開催することとした。令和4年度は歴史資料館で、特別展を開催する。

今日の宇治市域には、東部に山地、中央部に平野があり宇治川が貫流している。そして、かつては西部に小倉、伊勢田などに接して巨椋池があった。宇治市は同一地域にあって、山地、平野、水辺という異なる環境を持ち、林業、製茶、稲作、漁業、などの生業が営まれてきたという特徴がある。本展では、主に江戸時代以降の古文書や古地図、そして民具、写真などによって、それぞれの地域の様相や人びとの多様な営みのすがたを紹介する。

会期は9月17日から11月27日までで、会期中に関連事業として記念講演会、歴史講座を実施する。また、展覧会図録を刊行し、販売する。

[質 疑] なし

### (4) 宇治市の乳幼児期の今後の教育・保育のあり方に関する意見書について

[説 明]

意見書案について7月15日から8月13日までの期間で市民の皆様から意見を募集した結果、意見提出者数にあるように、合計47人の方から提出があった。

提出方法の内訳は記載の通りであるが、インターネットでの回答が一番多く、35人おられた。

意見の内容については意見区分を「就学前施設のあり方」から「その他要望等」までの5つに分類している。内訳では「その他要望等」の35件が一番多く、次に「公立就学前施設（幼稚園）のあり方」が24件と二番目に多くなっている。

意見の概要と、意見等に対する考え方の案については次ページ以降に示した。表の左の列の意見区分から順に、先に示した5つの分類、いただいたご意見の概要、意見等に対する考え方、最後に意見を受けての意見書案の修正の有無を記載している。

修正については、意見書案の中ですでに盛り込んでいる内容などが多くあることから、全体としては2か所の修正を行う。

意見区分ごとに意見等の概要を簡単に説明する。

まず「就学前施設のあり方」については資料の1ページから3ページの10件である。

この意見区分の意見では、就学前施設全般に対する意見をいただいております、例えば2ページのNo. 6では幼稚園職員の意見として、公立、私立、民間の就学前施設間や小学校、療育施設との連携がまだまだ薄く、変わっていくことが必要であることなどについて、意見をいただいております。また、2ページのNo. 5では「基本理念がもう少し具体的な言葉でないと分かりにくい。」ということでご意見をいただいております、意見書の3ページにある、当該箇所を具体的な表現に修正することとした。

次に「公立就学前施設のあり方」については資料の4ページから6ページの3件であり、「公立就学前施設（保育所）のあり方」については資料の6ページの1件である。

そして「公立就学前（幼稚園）のあり方」については資料の6ページから19ページの24件である。この意見区分の意見では、主に公立幼稚園に対する意見をいただいております、公立幼稚園の必要性や機能の充実などについて意見が多くなっている。例えば10ページのNo. 23では、保護者のニーズが様々で生活様式も変化中、幼児期の教育は子どもに寄り添ったものになってきているが、それを実感できる場が少ないため、公立幼稚園の意義や利点を生かして、施設使用の場をもっと広げることなどについて、意見をいただいております。

最後に「その他要望等」については資料の20ページから31ページの35件である。意見として、例えば、29ページのNo. 67では公立、民間施設が連携し教育・保育の質を上げる取り組みは必要不可欠であることや、保護者が宇治で子育てをしたいと思えるような教育・保育の質を広く発信するコンテンツの充実などについて、意見をいただいております。また、27ページのNo. 57では「発達障害や医療的ケアを要する子どもなど配慮や支援が必要な子どもや家庭とあるが、他にも生活困窮や虐待など家庭に配慮や支援が必要な子どもも明記したほうが良いのではないか」ということでご意見をいただいております、意見書の1ページ「はじめに」のなかで、当該意見をもとに修正している。

市民意見の概要は以上であるが、いずれも大変貴重なご意見を多数いただいたことに感謝を申し上げる。意見等に対する考え方については、それぞれ記載の通りであるが、いただいた意見を参考に、公立就学前施設のあり方を検討するとともに、乳幼児

期の教育・保育の取り組みや子育て・子育て支援の充実に向けた取り組みを推進していきたいと考えている。

次に、説明した考え方に基づく、2か所の修正内容については、「意見書」及び「パブリックコメント・第5回検討委員会に伴う意見書（案）の修正箇所」の両方をご覧いただきたい。

修正箇所の1つ目については、先ほど説明した市民意見として「発達障害や医療的ケアを要する子どもなど、配慮や支援が必要な子どもや家庭とあるが、他にも生活困窮や虐待など家庭に配慮や支援が必要な子どもも明記したほうが良いのではないかと意見をいただいていたので、修正している。

次に、修正箇所2つ目については、市民意見として、「基本理念がもう少し具体的な言葉でないと分かりにくい。特に「地域や家庭・施設の連携の観点」について、「点と点から線や面、網目きめ細やかに連携など」ということで意見をいただいていたので、意見書の3ページ上段の地域や家庭、施設の連携の観点について、修正を行っている。修正したものは資料の最後につけているものである。

なお、本意見書については、最終案を検討委員会で示したのち、修正されたものを、令和4年8月22日に、検討委員会の大方副委員長から宇治市長へ提出をいただいた。

#### [質 疑]

[委 員] 27ページNo.59に「全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、全ての就学前施設（公立・私立、幼稚園・保育所・こども園等）宇治市がリーダーシップをとり」という意見で、今回の検討委員会では公立幼稚園のみならず、幅広く子どもたちのことを討論したと思うがその点についてどう思っているのか。

[事務局] 今回の検討委員会では、市内全ての子ども達にとって何が必要か施設類型を超えて就学前施設のあり方について論議・検討して最終的な意見をもらった。パブリックコメントにもあるように、就学前施設がそれぞれの役割を十分果たしていけるように連携・協働することが市内のすべての子どもたちのためになると考えており、連携・協働するときの調整役は行政や公立施設が担っていくものと考えているので、その連携・協働の調整役は行政・公立施設が担うものと考えている。今回、福祉部局と共同で検討委員会を設置したように、今後も福祉部局と連携・協力して、その仕組み作り等にも取り組んでいきたいと考えている。

[委 員] 幼稚園の園児はもちろんのこと、市全体の子どもたちのためになるような検討を、引き続き福祉部局と連携して行ってほしい。

また、29ページのNo.67にある「宇治市で子育てをしたいと思えるような教育・保育の質を発信してほしい」という意見もあるように、情報を発信することがゆくゆくは宇治市の発展にもつながっていくのではと考える。

[委員] パブリックコメントの中で、公立幼稚園に対する肯定的な意見が多く、公立幼稚園に対する一定のニーズはあるということか。

[事務局] 公立幼稚園の園児数は減少しているものの、幼稚園で行っている教育の中身である、「基本となる教育」「遊びから学ぶ」といった方針にご理解いただいている状況はあると考えている。

ご意見として、既に卒園された保護者の方々からも、「公立幼稚園で良かった、今後必要だ」との意見はあり、一定のニーズはあると考えているが、市全体としては人口減少や園児数の減少が進んでおり、その状況も踏まえた施設のあり方や施策を検討する必要があると考えている。

[委員] 園児数の減少は、集団保育実施上の課題であることから、放置できない状況であり、見直しを必要とする時期にも来ていると感じている。今回の意見書の内容も踏まえた上で、しっかり検討を行ってほしい。

[委員] パブリックコメントの2ページのNo. 6の私立幼稚園で勤務されている方の意見では、「私立幼稚園とのつながりはあるものの、公立幼稚園や保育園、小学校、療育との繋がりが希薄である」とあるが、事務局側の把握としては、現状どのような状況か。

[事務局] 現状としては、校種や施設類型を問わず、共に学び合える場として、京都府や山城教育局が主催する協議会(幼児教育研究協議会)や研修会(幼小接続推進研修会)が年に1回、市が主催する研修講座が年2回、その他、府の総合教育センターで行われる研修講座がある。

また、各小学校が就学前と就学後に保幼小の連絡会を実施し、各就学前施設や小学校での幼児・児童の状況等について、情報交換を行うなど連携しているところである。

しかし、特に、この3年間は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会がオンラインになったり研究協議や連絡会が中止になったり、参加者数が制限されたりするなど、顔を合わせて話をするという年数回の貴重な機会がなくなっていることもあり、今まで以上に繋がりが希薄であると感じている関係者が増えているのではないかと考える。

そのような中、ご意見をいただいた内容については、検討委員会でも意見が出ており、また意見書の中においても、施設類型を問わず「連携」といった言葉で必要とされているので、その課題を解消するため、子どもたちの育ちや学びを切れ目なく引き継いでいくための児童と園児、教職員間の交流や情報交換のもち方、研修内容等について、コーディネーターやサポートができるよう検討していきたいと考えている。

[委員] 公立幼稚園に対する意見の一つとしては「3年保育の全園での実施」「預

かり保育の充実」「給食提供やバス送迎」などが挙げられている。公立幼稚園の議論や検討を行う際には、これまでからも言われてきたことであるが、今後、具体的に取組む考えはあるか。

また、意見書にある、公立幼稚園機能は残すという点については、どのように考えているか。

[事務局] 公立幼稚園としては、「給食提供やバスの送迎」は実施していないものの、「東宇治幼稚園での3年保育の試行実施」「3園での預かり保育の試行実施」を行っているところである。

公立幼稚園を含む公立施設としては、新たな施策の実施等については、「社会ニーズや試行実施事業の現状把握や、宇治市全体の教育・保育の見込量、需給調整の状況等を踏まえた、適正規模の維持」など、様々な観点から市全体の状況を把握し、検討した上で必要な施策を行うことが、公立施設の役割と考えている。

そのようなことから、公立幼稚園の保育の質や魅力などのいただいた意見を、十分に参考にし、今後の公立幼稚園を含めた公立就学前施設のあり方について検討していく。

#### (5) 「要望書」等について

[説明]

日本共産党宇治市会議員団から「新型コロナウイルス感染症」にかかる申し入れ(第11次)の提出があった。

市教委にかかわる事項については、項目3つ目の、「高齢者施設や障がい者施設、保育所等の児童施設、学校、医療機関等に対して、積極的な定期検査を行えるように、市としても地方創生臨時交付金等を積極的に活用し、全面的に支援するとともに、国や府への全面支援を求めること。及び、項目8つ目の、「宇治市水道料金の値上げを中止するとともに、給食費の無償化を実施すること」がある。

[質疑] なし

#### (6) 宇治市教育委員会後援事業について

[説明]

京都教育大学管弦楽団主催の「京都教育大学管弦楽団第53回定期演奏会」ほか5件、計6件の事業について後援した。

また、宇治市女性の会連絡協議会の「令和4年度女性いきいき学校」について、共催した。

[質疑] なし

○**日程第4** 報告第11号 専決事項の報告について

[説明]

本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

宇治市学校運営協議会委員の任免について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分をおこなった。

学校運営協議会委員については、宇治市学校運営協議会設置規則第8条第2項の規定により該当校の校長からの推薦を受け、教育委員会が任命しているが、今回、4月1日付で任命した委員から、市外への転出を理由とした辞任の申し出があったことから、同規則第9条第2項の規定により解職した。

[質疑] なし

○**日程第5** 議案第19号 令和5年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

[説明]

小・中学校の特別支援学級において、当該学年用検定済教科書を使用することが適当でない場合、下学年の検定済教科書及び文部科学省著作教科書の使用や、市町村教育委員会が採択することにより、学校教育法附則第9条第1項の規定によるその他の一般図書を、教科用図書として使用することが可能となっている。

また、採択そのもの手続きについては、学校教育法第34条第1項及び第49条に基づく教科用図書と異なり、設置者責任による独自採択となる（学校教育法施行規則第139条）。

令和5年度に本市の特別支援学級で使用する教科用図書について、議案にある「令和5年度一般図書採択一覧表」の図書を、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号に基づき採択を求めるものである。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第6** 議案第20号 (仮称)西小倉地域小中一貫校整備に係る基本計画を策定するについて

[説明]

本件については、本市2校目となる小中一貫校「(仮称)西小倉地域小中一貫校」を整備するため、その基本計画を策定するものである。

この間、令和4年5月11日には、西小倉地域小中一貫校整備検討委員会ならびに文教福祉常任委員会にて、(仮称)西小倉地域小中一貫校基本計画素案について報告したあと、令和4年6月28日には、教育委員会ならびに第7回学校部会において、基本計画素案の内容をより具体的にイメージできるよう、(仮称)西小倉地域小中一貫校基本計画素案配置イメージ(案)を示し、7月23日には保護者説明会を開催し、これまで広く地域、保護者等の意見をいただいていた。

市教委としても、こうした意見を踏まえ、基本計画素案で示したA、B案いずれが宇治市の目指す西小倉地域小中一貫校整備の基本コンセプトをより実現できるものとなるのか、という視点に立って協議を重ねてきた。

宇治市では平成24年から小中一貫教育を進めてきたが、施設一体型小中一貫校の利点として、小学生にとっては、普段の学校生活の中に、身近なお兄さんやお姉さんがいることで憧れが芽生え、また、中学生にとっては自分が辿ってきた姿を見ることで、小学生の目標となるよう自覚が生まれることが、児童生徒の自己有用感や自尊感情を育み、穏やかな学校風土を創り出していることが、施設一体型小中一貫校の良さであると考えている。

そうした考えに立つと、中庭と一体利用可能な交流エリアが異学年交流の場になるほか、イベントや屋外学習等、創造的な学びに対応した活動が可能で、異学年の活動の様子が校舎全体から見渡せる構造のA案が、宇治市の目指す西小倉地域小中一貫校整備の基本コンセプトである、「同学年から異学年、地域から世界へと広がる、探究力を高める学び舎」をより実現できるものと考えた。

以上のことから、市教委としては基本計画素案のA案をもとに基本計画をとりまとめ、このたび、「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備に係る基本計画」として、別紙のとおり策定するものである。

そして施設詳細について、施設イメージがつきやすいよう、別紙9ページから13ページまでを説明する。

9ページは平面図になっており、右側にあるのが回廊型校舎になっている。

特徴としては、中庭に面しているところに交流ホールがあり、中庭と一体利用を可能にしている。

10ページから12ページの2階から4階までは、一体的な空間に図書室や、コンピューター室、視聴覚室の役割をもつ、メディアセンターを設置する。メディアセンターは、図書室の機能に加えてICT機器を活用し、子ども自らの探求的・創造的な学びを促す空間である。廊下を挟んで向かい側にあるのが、コモンズ・教師ステーションとなっている。ここは、教師が児童生徒の相談を受けることができる場所になっている。メディアセンターとコモンズ・教師ステーションは壁をなくし、児童生徒同士が休み時間や授業も含め、交流ができるようになっており、開放的な空間にすることで両方を一体的に活用できるように考えている。

そして、体育館は、第一体育館と第二体育館の2つを設置する。体育館とは別に中学校の武道授業のため、武道場を設置する。

さらに、校舎図左上に小中学校両校分の配膳室を整備する。給食は今後整備する給食センターにて作り、配膳室に運び込むことになる。

最後に、学校コンセプトについては、4ページから7ページまであり、大きく分けて4つのコンセプトに分けて示している。コンセプトの下段にある白丸においては、それぞれのコンセプトに対応する教育内容であり、黒中点は、その教育内容を実現するにはどのような施設が必要かを示している。

現時点で考えられる中庭、コモンズ、教師ステーション等の説明は、コンセプト内容に応じて黒四角で示している。

#### [質 疑]

[委 員] 今回の小中一貫校は、これまでの宇治市の小中一貫教育の積み上げを踏まえた更なる充実・推進のための施設整備であるとともに、この10年の間には、国のGIGAスクール構想実現に向けた取り組みや、中央教育審議会が示している令和の日本型教育など、教育現場において、これまでとは異なる状況、変化が生じている。

西小倉小中一貫校の基本コンセプトも踏まえる中、回廊型校舎はそれらをしっかりと実現するものか。

[事務局] 今回の基本コンセプトの、1つ目は「子どもたちが光り輝く小中一貫教育を推進する学校」であり、小中一貫校では、異学年の活動の様子が、日々感じられ、子どもたちが一体感を持てる施設であることが、多様な学びへの関心を抱くことであると考えている。そのような点では、今回の回廊型校舎は、校舎全体から異学年の様子がうかがえ、普段の自然なかたちとして、異学年交流が可能となり、9学年が互に関わりながら成長することで、様々なコミュニケーションを通して、友達や仲間を思いやり、人を大切にする人権意識の高揚をはじめ、主体的に行動する力と何事にも挑む挑戦する力、それを作り上げる探求心を育むものと考えている。

また、令和の日本型教育の協働的な学びとしては「探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働すること」が重要と言われている。小中一貫校では小1～中3まで、また地域との関わりも含め、多様な他者と交流することで、子どもたちのより良い成長につながるよう取り組んでいく。

[委 員] 宇治黄檗学園では、各フロアに教師ステーションがあり、職員室に戻らなくても、ちょっとした作業や授業の準備ができ、子どもとの相談や話を聞くことができるなど、とても良いスペースであるとの評価を聞いているが、今回の一貫校では、そのような工夫やさらに評価されるようなスペースや空間を用意するのか。

[事務局] 宇治黄檗学園にある教師ステーションの良さについては事務局も同じように考えている。教師ステーションは、教師と子どもたちが、ちょっとした話や相談ができることで、コミュニケーションを深めることができる。また、職員同士が連携できるスペースでもある。

今回の整備では、5ページにあるように、教師ステーションとコモンズを一体的な空間にすることで、子どもたちだけで活動したり、また必要な時には教師も入って関わるなど、例えば発表の場になったり、部活のミーティングなど、新しい活用面も考えられる。そのため、教師との交流や、異学年と学び合い、交流を広げられるような様々な可能性があるスペースになると考えている。

[委員] その外観はガラス張りで見渡せるようになるのか。

[事務局] 最終的な外観は設計を通して考えていくことにはなると思うが、見渡すことができる等、快適に過ごすことができるようにしていきたい。

[委員] 特別支援学級が1階と4階にあるが、バリアフリー対応におけるエレベーターの設置等についてはどのように考えているか。

[事務局] 1階は小学生、4階は中学生の教室になると想定している。バリアフリー対応も必要になってくるので、エレベーターの設置も考えていく。

[委員] 10ページにメディアセンターの説明として「ICT機器を活用し、子ども自らの探求的創造的な学びを促すメディアセンターを整備」とあるが、現代社会において読書や本に触れることは、これまでと変わらず、非常に大切な時間であると思う。また、子どもたちが教室以外に過ごす場所としても必要だと思う。

メディアセンターの施設の作りや、運用面などはどのように想定しているのか。

[事務局] メディアセンターは、校舎の中心に配置し、できる限り開放的空間にすることで施設の作りからも活用が進むようにしたいと考えている。具体的には、メディアセンターと廊下を挟んだコモンズを、壁などの仕切りを隔てず、一体的に活用できる空間にすることで図書館機能の広がりとしても、授業や休み時間等での活動面においても、柔軟な活用ができると考えている。

ねらいとしては開放的な空間にすることで、普段から本が身近にあり、自然に本と触れることが可能となり、児童生徒の自発的な探求的・創造的な学びを促したいと考えている。

また、タブレット端末を活用した調べ学習にも対応できるものとし、基本コンセプトにもあるように、同学年から異学年、地域から世界へと関心を広げられるような場としていきたいと考えている。

そして、メディアセンターは階段で接続されており2階から4階が一体的に活用できることから、小学校・中学校の9学年が隔てなく利用でき、多目的な活用も可能になると考えている。

[委員] 各学校では、グループ学習などを積極的に実施され、昔のように一方向で正面へ向く授業とは大きく変わってきている。また、ICT機器や、大型テレビ、充電保管庫なども普通教室にあり、そのような中でも、各学校では工夫しながら、様々な授業・活動を行っているが、今回の整備では普通教室はどのようになるのか。

[事務局] 普通教室の大きさは、現在詳細に決まっていないが、今後基本設計を行っていく中で、全員が一方を向いて受ける授業スタイルだけではなく、生徒の積極性や、主体性を発揮できるようなグループ学習や多正面学習などの多様な学習形態に、より対応できるようにするためにも、ゆとりのある空間にしたいと考えている。

また、タブレットを活用している状況から、黒板からホワイトボードへ変えていくことが良いのかとどうかということや、これまで以上にICT機器を使用しやすい空間にしていくことも検討している。

[委員] 運動スペースとして、グラウンドはもちろんだが、屋内施設である第一、第二体育館、武道場など、児童・生徒にとって十分な活動ができるスペースの確保となっているのか。

[事務局] 市内の各小学校には体育館が1つ、各中学校には体育館が1つと、第二体育館か武道場が1つある。

なお、宇治黄檗学園には、第一体育館と第二体育館の2つであり、武道場はない。

今回の小中一貫校では、屋内運動エリアを3か所配置する。授業のカリキュラムの組み立てをして、この3つの屋内運動エリアと、グラウンドを活用することで、教育活動には支障はない。

また、運動のみならず、発表の場としても、様々な活動を行うことができると考えている。

[委員] プールは小学生と中学生が共用で使用するのか。

[事務局] 小学生のみでの活用予定である。

[委員] 屋内プールの整備になるのか。

[事務局] 屋外プールである。

[委員] 配膳室はどのように活用するのか。

[事務局] 給食センターでつくられた給食や、牛乳、パンなどが配膳室に運び込まれ、各教室ごとに分けて整える作業をするところである。

また、今回の小中一貫校の整備においては、給食のあり方検討委員会で議論された「今後の小学校給食の提供方式の方針について」を基に総合的に勘案した上で、また限られた校舎内スペースを有効活用する点も踏まえて、小学校部分についても給食センター方式での提供として、小中学校用の配膳室を整備するものである。

[委員] 調理設備等はあるのか。

[事務局] 牛乳など、冷蔵保存が必要なものが出てくるので、そういったものがしっかり保存できるような設備は入れる。

[委員] これまでの、検討委員会の議論や考えを受けて、給食センターからの給食提供であっても、学校給食として問題はないと考えている。

また、小中一貫校で、児童生徒が同じ給食を食べるという点では、食育として良いと思うが、小中学生は学年等も違う中で、同一献立となるのか。

[事務局] 学校給食摂取基準が小中学生で異なっており、メニュー・量がすべて同じになることはないが、より良い給食提供となるよう、今後具体的な検討をしていく。

[委員] 学校以外の家庭等で保護者と一緒に学ぶことは重要であると思うので、保護者も対象とした食育の推進や充実を図る取り組みも給食センターには期待したい。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**閉会宣言** 教育長が8月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

**閉 会** (午後6時43分)